

規制改革会議 環境TF

議事録

内閣府規制改革推進室

規制改革会議 環境 T F

議事次第

日時：平成 20 年 9 月 2 日（火） 16:27～17:30

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 2 会議室

1. 開 会

2. 議 事

電機・電子機器廃棄物に関するヒアリング

3. 閉 会

○本田主査 それでは、まだ時間前ですけれども、おそろいでございますので始めさせていただきます。

今日は、お暑いところ、お運びいただきましてありがとうございます。

昨年に引き続き、規制改革会議の環境タスクフォースは、廃棄物も見ております。いわゆるリサイクル、3Rを推進するために、処理コストが下がるとリサイクルも推進するのではないかと考えております。一方、廃棄物処理のコストが低減するということは、生活者もしくは企業にとってのプラスになるということで、こういうところをこういうふうに変えればもう少しいけるのではないかとといったような御意見を昨年も賜りましたが、今年もう一度、今どういう現状になっているのかということも含めて、資源価格等も高騰しておりますので、そういう観点からも、採算が合うようになってきた事例というものがございましたら、ぜひお話を伺えればと思っております。よろしく願いいたします。資料を御用意いただいたようでございますので、しばらくお話を承ってから、その後質問討議等させていただければと思います。

○事務局 議事録公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○縁本氏（ソニー（株）） それでは、今回提出したペーパーと経緯について御説明いたします。

最初に、内閣府規制改革推進室事務局から、JEMA事務局を通してヒアリングの御希望があるということで、その要望を聞いていただきました。私どもは、電機・電子4団体の事業所関連廃棄物のリサイクル対策専門委員会で、主に電機・電子の事業所から出る廃棄物のリサイクルの推進、資源循環を目的に活動している団体です。事務局からのメールの内容を見させていただきまして、広域の問題とか、製品のことも入ってございましたので、全部御希望に添えるかどうかわからないですけれども、参画企業の方にアンケートをとりまして、その集計結果をサマリーしたものが今回提出させていただいた用紙になります。

今回の御要望があった内容については、このペーパーに沿って説明させていただきます。

まず第1点が、他社製品の下取り問題。広域認定制度の規制緩和ということで、意見としては、商習慣上、その他の諸事の理由によって、客先より他社製品の下取りを要求されることが多く、スムーズな回収・リサイクルに支障が生じる場合があるということで、現在、環境省の方から出されています「広域認定制度申請の手引き」で、他社製品については対象と認めないというようなことがございますので、一体的に販売されております他社製品とか、やむを得ず混入してしまった他社製品については、認定に係る一連の処理行程において適正な処理が確実に行なわれる場合には本制度の対象となるという旨が記載されているのですけれども、よりスムーズな回収、リサイクルを行なうためには、同一性状の製品とか、他社の製品についても適正な処理が行えるというふうに認められる場合には、原則として回収を認める方向で規制緩和の検討をいただきたいというのが総論でございます。

そして、この中で具体的な事例というようなことの要望がありましたけれども、私ども

の事業の例ですが、今、業務用の放送機器等でシステムが伴うようなものについては、本体に加えて、その周辺にパソコン等も付随してありますので、こういったものについてもお客様の方から一体でもって引き取っていただきたいというようなことがございまして、やはり商習慣で断れないというような場合がございまして、こういったものについても引き取っているというのが現状でございます。

順番に説明いたしますか。

○本田主査 順番に言っていただければ。

○縁本氏 それでは、流れに沿って概略だけ説明させていただきます。

まず、2番目ですけれども、許認可が地域ごとに細分化されていることについて、業界としては許認可範囲の拡大の要望意見が多いということでございました。これは、現状の都道府県の単位での認可をまとめて取得できるようにしていただきたい。それから、優良業者さんについては、手続きの簡素化につながるような特別措置等を検討いただきたいというのがまとめでございます。

それから、3番目の製品販売時の下取りについて。これは、収集運搬業の許可が不要という衛産79号という通知が出されておりますけれども、実際の運用に際しては不明確な場合が多くて、所管自治体に問い合わせることが大半である。自治体間での運用の解釈に差異が生じている場合もありますので、明確に記載することで、自治体間の柔軟な運用を妨げるのも問題ですが、例えば明らかな禁止事項をまとめて、環境省の主導による事例の紹介等を含む講習会等を実施していただければ、自治体間での格差を少なくすることができるので、施策を検討いただきたいというのが3番目についての要望でございます。

それから、4番目の梱包材の運搬業者による引取りの実態ということでございますけれども、これは法律上では引取りの義務はないのですけれども、実際には商習慣上その他の理由によって運搬業者が引き取らざるを得ない場合が多いというのが実態でございます。

5番目の、再委託の特例の特例についてですけれども、優良業者には再委託の認可を受けて行なうという考えについては、今回、アンケートをとった中でもいろいろな意見がございました。手続きの簡素化のメリットがある反面、排出者の管理が及ばないために不法投棄を助長するという懸念の声もございまして、慎重な対応が必要だという意見が多くありました。回答者の7割から8割はやはり慎重に検討いただきたいというのが意見の大半でございました。

それから6番目には、内閣府からの質問事項ではなかったんですけれども、その他ということで、規制緩和に関する提案ということでアンケートをとったところ、以下の4点が主な要望として出されております。

1つめは廃棄物の再生処理をする技術開発を目的とした廃棄物の処理については、量や期間などの制限を設けた上で、廃棄物処理法上の対象外としていただきたいというのと、あと、2つめは資源として再利用されることが明らかなものについては、有償、逆有償を問わず運搬中も資源として取り扱うようにしていただきたい。産廃扱いにしないで、資源

という取り扱いにしていきたいということでございます。それから、3つめはリサイクルしやすいようにインフラの整備等を行なっていただきたい。それから、4つめは諸手続きの簡素化につながるような措置をお願いしたいというのが意見として出されておりました。

業界としてのサマリーは以上になります。

○本田主査 どうもありがとうございました。それでは、質問に移らせていただきたいと思います。実は1番から4番、ないしは5番までというのは昨年も承りまして、私どもも関係省庁と話しておるのですが、なかなか難しいところもあり、ちょっと踏み込んで具体的な話をお教えいただきたいと思います。

1番の他社製品の下取り問題でございますが、これはどういう機器で発生するかというのを、例えば限定列举するとどういうものがあるかをまずお教えいただけませんか。先ほど業務用の放送機器というのもあったと思うのですが、同一性状の他社製品といった場合に、ほかにどういったものがございませうか。

○関氏（NEC） これは広域認定制度の規制緩和の要望です。

まず前段として、広域認定制度というのは、メーカーが取得する場合、自社製品の種類を申請します。例えば電気製品であれば、パソコンとか、サーバとか、通信機器とか、その様なカテゴリーで申請を行い認定されます。一方、認定を受けた後の認定証（許可証）に記載される条件として、製品種の制限だけではなく、自社の製造した製品が引取り対象ですよという条件がつけられます。電機メーカーであれば、各社いろいろな製品種で申請を行っていますが、ざっくり言ってしまえば、情報処理機器もしくは通信機器が各社の申請内容になっており、今回は規制緩和の対象も幅広い範囲のものになるかと思います。例えば具体的には、ある会社がパソコンのシステムを納めるときに、パソコンもあれば、いわゆるLANを接続するルータという機械があったりしますね。更に、それにつながるサーバ等がありますが、これらのものが他社製品という場合が多々あります。これは一例ですけど、そのような情報処理機器もしくは通信機器が対照です。

○本田主査 要は、不法投棄をどう防止するかというところで懸念をされていらっしゃるようですが、今日お話を承っているような会社の方々が、他社製品であったとしても、回収されて不法投棄されるというのは非常に考えにくい話です。どのような場合であれば不法投棄が起らず、効率的に回収していただけるのかというのを私どもとしても検討をしたいと思っております。品目で比較的優良なメーカーさんしかつくっておられないようなものがあるとか、もしくは、業界団体が非常にしっかりしていらっしゃるの、そこで連帯責任を負っていただけるのかとか、いろいろ考えられると思うのですが、どういう場合だと今みたいな2つのカテゴリーだと話としてうまくいくのでございませうか。

○関氏 たぶん各メーカーがこの要望を上げる中で、例えば広域認定制度で自社の製品品目を登録しておりますが、登録された製品以外の製品を回収しようとは当然ながら思っておりません。

環境省さんが他社製品を回収することによって、不法投棄を気にされているようですが、要は不法投棄と他社製品の回収というのは余り関係ないと思われます。そもそも不法投棄の問題は、自社・他社製品問わず、各メーカーが自社の処理ルートについて責任を持って管理を行い確実に防止する必要があります。当然、各社は不法投棄が防止するため、いろいろな運搬会社もしくは処理会社を管理を行い、不具合が起こらないような対策をとっておりますが、それと他社製品の回収とはほぼ関連性がありません。他社製品の回収を委託した事により、運搬会社が不法投棄に繋がる根拠がないと思われます。

○本田主査 他社製品の下取り問題は、手続きということを超えて、例えばルータとか、サーバなどはそんなにたくさんの会社がおつくりになっておらず責任を持っていただけるような会社様の製品が中心であれば受けやすいんじゃないかと思うんです。

○縁本氏 アンケートをとった中で、品種としては少なかったんですけど、コンビニ等で今使っているような蛍光灯のランプ、これもやはり自社製品ばかりでなく他社製品も入っているということで、この辺のところの品種としても出てきましたね。

全般的なことだと思うんですけども。

○本田主査 それはいろいろなところがおつくりですね。

○縁本氏 そうですね。

○本田主査 種目で切るとというのは難しいんですね。どういうふうに切ると責任を持ってやっていただけそうな企業さんが明確に残るのか。最初は、きちんとした優良企業さんでできるというのがあるといいなと思うのですけれども。

○縁本氏 あと、弊社の場合ですと、いわゆる小型の電子機器、例えばICレコーダのような、小型のものについては、資源の確保とか、資源の循環という観点からも、ぜひ進めていただきたいというふうに考えています。やはり一般廃棄物として出されてしまった場合には、管理型処分場へ埋立てられてしまうことも考えられますので、将来的には有害物質の流出による汚染も懸念されますので、きちんと回収ルートに乗せて資源循環していく。というのがやっていただきたい要望事項ではあります。

○関氏 関係者を限定的にある程度絞った部分で、例えばこういう特例を認めるみたいな考え方をされているのかなというふうに。

○本田主査 環境省さんがされているというよりも、私どもとしてそういう提案ができればお考えいただきたい。御要望いただきましたので、私どもとしても、確かに下取ってもらえない事業者でも困るなど思っていますので。

○関氏 先ほど優良という言葉がでましたが、優良の判断をどうするかという難しい問題が出てくると思います。業界は、実はある面で限定的なという考え方を持っておりまして、何でもかんでもというのはちょっとまずいだろうと逆に思っております。ただし、広域認定制度というのは、電機だけじゃなくて、例えば建築資材とか、いろいろな業態の会社が取得しておりますので、一律して優良の判断基準を設定するのは恐らく難しいと考えますし、今はいいアイデアは持っておりません。

○上野氏（（株）東芝） 何かそういう具体的なアイデアが出ればいいのかもかもしれませんけれども、実際問題として、今、基本的に他社製品はだめですよとされている状況において、いろいろ支障が出ているわけですね。前に納めてある製品を下取りすることが例えば入札の条件になっているとか、そういうところは何とかしてもらいたいというのがありまして、会員企業さんからのアンケートの中では、同一性状のもの、蛍光灯もそうですし、パソコンもそうですし、同じようにつくったところであれば、作り方も各社さんは大体心得ていて、当然処理するところも問題ないわけで、それはいいんじゃないかと思っているんです。

今現状でも、リサイクルとか、そういう意味でも結構支障はあるのではないかというふうに思っているので、製品を限定するということだけにこの話を集約させてしまうのではなくて、何とか他社製品の引取りも認めてもらえるように今一度考えていただけないかという気持ちはあります。

○本田主査 もちろん会議としては要望し続けていきたいと思えます。

○事務局 御要望としてはこちらとしても非常に承知しておるのですが、その辺の何か線引き的なものが具体化できないかということでもいろいろお伺いしている次第です。先ほどの事例として、契約時に既存のものを引き取ることができないというふうな問題が大変参考になるなと思えます。ほかの事例みたいなもので何か具体的なものがあればぜひ御教示いただきたいと思うわけですが。

○関氏 官公庁の入札の場合、例えばパソコンのシステムを導入する場合に、使用済みのパソコンを引取り・処理を行う旨が、入札仕様書（契約書）に必ず記載されています。

○事務局 入札以外では。

○関氏 例えば通常の民間の会社さんに納める場合も、まず情報通信機器を納めるときには、引取りを求められるというのはほぼ大部分とだけいただければいいかと思えます。

○事務局 そのお話で基本的に引っかかっているシチュエーションというか、それは下取りというか、代わりに引き取るというふうな部分において、この問題が顕在化している部分ということでよろしいですか。

○関氏 下取りという言葉が適切かどうかはわかりませんが、物を納めるときに必ず古い製品の引取りを求められるというパターン、リプレイスという言葉もあるかもしれません。

○事務局 その場面において、結局、他社製品だったときに、自社製品だったら制度そのままなのでいいんですけど、運悪くというか、不幸にして他社製品だったときに、言い方は悪いですが、それだけというふうなイメージですか。

○関氏 そうですね。まさにその部分の要望と考えていただいています。

○事務局 今のお話でいくと、できるかできないかは別として、今度、広域認定の手引きのところに、例えばリプレイスみたいな感じで引き取る場合は抜くというか、認めるというふうな言葉が一言入れば、これは一気に解決に向かうというイメージなんですか。

○関氏 まさにそのとおりだと思います。

○事務局 責任を持って引き取ることによって、当該引き取った者が責任を持って何とかというふうな、そこさえできればいいということであって、同一性状の製品とか、適正な処理を行なえると認められる場合というふうなことをお書きになっていますけれども、このお書きになっているお言葉は、今申し上げた下取り時か、リプレイス時かわからないですけれども、そのときに限りオーケーだというふうなことが入れば、これは代替できれいさっぱりいくというふうなイメージということによろしいんですか。要は、本当の部分はどうかということですが。

○関氏 現実的には、確かにリプレイスが大部分です。確かに稀にですが、取り引きのあるお客様から、製品の納入はないけれども、古い製品を引き取ってくれと言われた場合に、他社製品という場合もあります。通常、お客様が古い製品を処理する場合に、違うメーカーに頼むというのは浮上に稀です、この場合に、リプレイスの場合は引き取るんだけど、なぜ廃棄だけの場合はだめなのかというようなクレームがでる事が懸念されます。

○本田主査 念のために申し上げておくと、下取りというだけだと難しいのです。例えば下取りでも、今おっしゃっていただきましたように、広域認定制度の対象のものというのが建材であるとか、家具とか、結構いろいろなものが入っていますので、すべてこういうものは同一性状のものなら何でも良いというのはとても言えないという状態にあります。電子機器でもいろいろあり、ここの限定列举は難しいということですので、少し私どもも考えたいと思いますが、もしまた何かいいお知恵が浮かばれるようでしたら、ここはぜひ御教示を賜ればと思っております。

次の2番でございますけれども、許認可でおっしゃっておられることは大変よくわかりまして、これは私どもも継続して要望はしていきたいと思っております。

3番についてお伺いしたいのですが、今の下取りに関しまして、基本的に自社製品を下取りした場合には、収集運搬業の許可が不要というのが私どもの理解でもあり、役所の理解でもあるというふうに思っているのですが、自治体側として、一廃収集の免許が要りますよというふうにおっしゃったという事例があるわけでございますか。

○上野氏 これは直接当社の例ではないんですけど、例えばこの通知は基本的には下取りですから無償となるのですが、実際に下取った後、処分するのは当たり前だから、費用を取っても構わないというようなことを言われたというのを何かで情報として見たこともあるので、もしそれが本当だとすると、少なくとも神奈川などの自治体でそういうことをおっしゃられたところはないと思っておりますので、そういう意味では自治体間に差があるという1つの例かなとは思いますが。

○本田主査 おっしゃっていることは、要するに、逆有償での引取りをしても構わないということですか。

○上野氏 そういうように自治体の方がおっしゃったと。

○本田主査 では、別に一廃収集の免許が要るとか要らないというよりは、逆有償にして

もいと。

○上野氏 衛産 79 では、基本的に同種の製品で使用済みのものを無償で引き取りということは、下取り行為で特に収集運搬の許可は要りませんよと言っているんです。つまり無償引取りというのが大前提なんですけど、別にそこでお金をもらってもいいよと、そういうことを言っているというのもどこかの自治体の例としてあったという情報を何かで見たことがあります。

○本田主査 では、それは確認をして周知徹底をさせればいいということですね。

○上野氏 そうですね。もしかしたら、非常にレアなケースなのかもしれませんが。

○本田主査 では、自社製品の下取りに当たって、逆有償での引取りも良いかどうかというのを確認をして、それを周知徹底してもらおうという話であれば、間違いなくできるかと思えますので、これはやってみたいと思います。

ここまでよろしいですか。質問があればどうぞ。

あと、梱包材、これも去年、御要望いただきましてやってみたのですが、なかなか厳しくて、また不法投棄と言われているんですけども。

○縁本氏 弊社の場合ですと、直接搬入するわけではなくて、収集運搬の方が持って行って、実際問題として、やはりお客様の方から、梱包材については引き取ってくれと言われた場合には、収集運搬の方が持ってくるというようなことは事実としてございます。こういったところで、これについても、その実態に即した形で柔軟に対応いただきたいというのが要望でございます。

○本田主査 実際問題、これは商習慣的にほとんど行なわれているというふうに思っております。

○縁本氏 製品によってもでしょうけれども、弊社の場合ですと、やはりそうですね。

○関氏 そう思っていていいと思います。

○本田主査 実際的には、顧客要望としてほぼ 100%に近く、例えば今日お見えの方々のお客様はこういうことを要求されていらっしゃるまで言い切ってしまうでもいいですか。

○縁本氏 そうですね。

○本田主査 これも少し研究してみたいテーマでございます。御要望はごもっともかと思えますので。

あと、もう少しよく理解させていただきたいので、6 番に関連して質問させていただきます。廃棄物の再生処理技術開発を目的とした廃棄物処理というのは、具体的にどういうことをおっしゃっておられるのでしょうか。

○上野氏 例えば、これは弊社の工場の事例で半導体をつくっている工場ですが、いろいろと工程から出るプラスチックの端材ですとか、いろいろなものが出るわけですが、ちょっと特殊な仕様でつくっていることもあって、すぐには近くにある再生工場とか、そういうところに持って行けない。でも、そのままごみとして埋め立ててしまうのはもったいな

いので、リサイクル向上という観点から、何とかそれをリサイクル材として活用する方法を考え出したいと。それで、自社だけではなかなか無理なので、いろいろな企業に声をかけて、うちにはこういうものがある、これを何とか使えるようにできないかと。そこでアイデアが出れば、では、ちょっと試験的にリサイクルを試してみたいから持ってきてくださいというときにも、廃棄物なので、廃棄物関連の法条例に沿ったいろいろな手続きとか、そういうものが要るわけです。それが非常に面倒なので、結局、そういった手続きの面倒さに負けてしまって、もしかしたらうまくいく、リサイクルがより進む道筋が見つけれられたのかもしれないけれども、担当者があきらめてしまうとか、そういうこともあるわけですね。

○本田主査 再生可能性のテストを行なう場合にも、いわゆる一廃ないしは産廃として、少量の半導体のウェアをトラックで運ぶとかという話になるわけですね。

○上野氏 最初はたぶんトラックで運ぶような量でもないと思うのですが、本当に技術の初期段階が済むと、ある程度量を想定した中量試験というのが当然ついてきますから、そうすると、どうしてもトラックとか、そういうもので運ばなければいけないですから、その辺はぜひ特例措置なりを考えていただけると助かるのかなと思います。

○事務局 「学術研究の用」という言い方は大丈夫ですか。

○上野氏 そうですね、少なくとも研究ではありますね。

○事務局 そういう言い方だと大丈夫ですか。

○上野氏 大丈夫という意味は。

○事務局 要は、例えば学術研究の用となりましたと。だけど、実際にやってみたら、どうも学術研究の用じゃなかったということで、せっかくつくったものが空振ってしまうとか、そういうことは大丈夫ですか。

○上野氏 それはないと思います。

○本田主査 これは、別途申請か何かはしていただいても構わないということですか。

○上野氏 もちろんです。

○事務局 通常はどれぐらいの期間とかあるんですか。

○上野氏 それはケースによってさまざまで、半年の試験で答えが出そうだというのもあれば、2年、3年かかってしまうようなものもあるでしょうし、ちょっと一概には言えないですけれども。

○本田主査 基本的に、今まで再生技術が確立していないようなものも考えられるというのは、わりと先端企業さんが多いのではないかと考えております。そういたしますと、大企業さん中心なので、そういうところが認定を受けるということであれば、学術研究の用という名前で環境省さんの了解を別にとっていただくという、そういうアプローチを少し考えてみたいと考えております。

○上野氏 それは、ぜひ御検討いただければと思います。

○本田主査 あと2つ教えてください。「リサイクルしやすいようなインフラ整備等」と

というのは、具体的に何をおっしゃっておられるのですか。

○上野氏 1つは、リサイクルする手段はあるけれども、実際問題、工場から離れていまずねというような場合は、もう少し近くにあれば、例えばコストも下がるし、物流にかかるCO2その他も減らせる効果という意味で、例えば数を増やすような、なかなか難しいかもしれませんが、1つそういう側面はあるのかなと思います。

○本田主査 委任状の数を減らすとか。

○上野氏 そう簡単になかなかいかないのかもしれないですけども。

○本田主査 インフラ整備でほかには何かございますか。

また、諸手続きの簡素化で、ほかから要望が2つございます。1つは、自治体ごとによって申請のフォーマットが違う。あと、申請する時期というのは申請されたところから1年間ですけども、それを4月で統一とかということができないか、です。ほかには何かこれというのがあれば教えていただけますか。

○上野氏 例えば、今年度から義務づけされたのですが、廃棄物のマニフェストの報告義務。これは、すでに電子マニフェスト化しているところは免除ですけど、そうでないところは報告義務があるのですが、その報告の様式が要は統一されていないです。自治体間によって微妙に違う。例えばうちの会社は、グループ全体で廃棄物の管理をしているのですが、いざ報告となると、それぞれの書式に合わせて、ある意味で書き直さなければいけないというような、もとのものをそのまま提出には使えないとか、そういう煩わしさはありますね。

○本田主査 今後は統一を。

○上野氏 そうですね。結構大きいですよ。

○本田主査 これは大きな問題ですね。認可をどれぐらい取っていらっしゃるのかわかりませんが、一廃も全国で全部取れば何百もあるわけですよ。

諸手続きの話であとは何かございますか。皆様方は、一廃とか産廃の収集とか処理の認可もお取りになっていらっしゃるのでしょうか。

○縁本氏 弊社の方では取っていないですね。

○関氏 弊社はないです。

○本田主査 連帯責任と、役員が一人が軽犯罪、交通事故等業務の関連のないところで犯罪を犯してしまったという場合にも免許の取消しにつながるについては、いかがお考えですか。

○関氏 広域認定制度の場合は、役員の本籍・住所の申請や戸籍謄本などを取らなければいけないという基準はありません。会社の登記簿謄本等は提出する必要はありますが、役員個人の情報提供までは求められていないので、処理業者さんと同じような煩雑さは広域認定制度はないですね。

○本田主査 フォーマットと、申請・更改の時期の統一が課題とお考えですか。

○縁本氏 そうですね。あと、自治体さんによっても違うと思うのですが、県によっては、

搬入する前に事前協議が必要ということがあって、これは廃棄物の総量削減というところで関係してくると思うのですが、電子マニフェストの導入によって、量の把握も可能になってくると思いますので、電子マニフェストを利用した場合には、事前協議申請の手続きの簡略化の方向についてもぜひ検討いただければというふうに思います。

○本田主査 もう1つよろしゅうございますか。1番に戻るのですが、携帯電話のリサイクルに注目が集まっているようです。レアメタルを使っているけれども、回収率が非常に低い電子機器のようです。一方、ソニーさんが北九州市と何かやられるんですか。

○縁本氏 はい。

○本田主査 回収を進めるために、阻害する規制等あれば、変更により改善できるということがありますか。何かいいお考えがあれば伺いたいですけれども。

○縁本氏 今進んでいるのは、北九州市とソニーが連携して小型電子機器の回収を実施していますが、携帯については、やはりキャリアさんが回収しているということもあって、対象には含めていないというのが現状です。

○本田主査 携帯電話は電話会社さんが回収しておられますよね。

○縁本氏 そうですね。

○関氏 携帯電話は、キャリア会社さんが「モバイル・リサイクル・ネットワーク」で回収する仕組みをつくられています。

回収率について1つ考えられるのは、ノートパソコンなどと同じように、携帯電話というのは使い終わっても結構お持ちになる方が多い。例えば冷蔵庫と違って、使用済みになって置いておいても困らない。滞藏品などとも呼ばれていますが、携帯電話は滞藏品がかなり多いという話が1つあるかと思います。

あと2つ目は、携帯電話は希少金属が入っていますので処理会社さん回収ニーズは非常に高いですね。ですから、モバイル・リサイクル・ネットワークさん以外の回収するルートもでき上がっているのかなという気がします。

携帯電話が非常に大量に不法投棄されているとなれば、大きな問題ですが、今はその様な状況は発生していないと思います。

○本田主査 不法投棄はされていないようですが、各御家庭に記憶媒体として使用も含めて何台かの携帯電話が眠っている、結構小さいので一廃として捨てられてしまっているんじゃないかとおっしゃる方もいらして、その2つ目の方は結構問題なのではないかと思います。

○関氏 市の焼却施設でそのまま燃やされているという、可能性はゼロではないかもしれませんがね。

○本田主査 ええ。どこかに埋め立てされているというか。ただ、これはキャリアさんなんです。わかりました。

○事務局 また戻ってしまうのですが、6番の2個目で、資源として再利用されることが明らかなものというのをもし具体的に挙げていただければ教えていただきたい

いです。

○縁本氏 これは弊社の事例ですが、小型の電子機器等については、（回収して）その中から金属資源の回収で資源循環につなげていきたいというところもありまして、記載しました。

○事務局 ちょっと追加ですが、よくテレビなどで、ごみ屋敷とか出たときに、そのごみ屋敷の住人は、これは大事な資産だからみたいなことを言っている場面がよくあると思うんです。それで、このお話を振り返りますと、資源として再利用されることが明らかなものということで、本人が、これは資源として再利用するんだというふうに言ってしまえば何でもいいというふうになってしまって、たぶんこれは環境省は絶対だめだというふうなことになってしまうと思うのですが、その辺の資源として再利用されることが明らかなものということについて、何かしら明確な線引きみたいな、あと個別に列挙するとか、そういったアイデア的なものというのは何かございますか。

○縁本氏 例えば、集められたものがルートも決まっていて、処理施設も決まっていて、金属の回収が実態として回っているというようなことが証明できれば、資源循環をしているんだ、というようなことになるのではないのでしょうか。

○事務局 事象ということではなくて、関係する行政機関が確認して、これはちゃんと大丈夫だねと。

○縁本氏 そうですね。

○本田主査 例えばレアメタルをたくさん使っているような電子機器というのは具体的には何なのでしょう。例えばさっきおっしゃったICレコーダなど該当するものがあれば、お教えいただけませんか。

○縁本氏 半導体が多く使われているものについては、資源を回収しやすいというところもあって、こういった品種については該当するのではないかというふうに思っています。

○本田主査 PC以外に半導体がたくさん入っているものというのは何があるんですか。

○関氏 通信機器は、交換機などはかなりICだらけですね。

○上野氏 家電製品も、冷蔵庫も洗濯機もかなりICが入っていますからね。

○本田主査 そうですね。冷蔵庫は家電リサイクル法なので、それ以外だとどんなものがありますか。交換機、PC、ATMというのは皆さんはつくっておられないんですか。

○関氏 要は、電機機器は全部ICが入っています。

○本田主査 そうすると、電子機器全部というのはちょっと厳しいかもしれないですね。

○事務局 1つ、梱包材のところについて確認したいのですが、運搬業者が引き取らざるを得ない場合が多いというのは、サービスとして引き取ってもよいけれども、収集業の許可が要するという問題点なのか。それとも、引き取るのは控えたいという問題なのか。それはどういったことでしょうか。

○縁本氏 実態問題として、引き取らざるを得ないというものが多くありますので、収集運搬業の許可について不要というような形の要望が多いと思います。

○山本企画官 要望事項というのは、加盟されている企業さんからのアンケートか何かで募った結果がこれになってきているという了解でいいんですよね。

○縁本氏 ええ。

○山本企画官 そうしましたら、さっきから何度か飛び交っている話題ですが、6番のポツの1とか2あたりは、実際に上がってきているケースを一回お示しいただいた方が、我々の理解に助かるのかなというふうに、途中から遅れて来て大変申しわけないんですけども、感じるどころが多々ありますので、そこは具体的なケースを、これは後日で結構でするので、ちょうどできれば大変ありがたいというふうに思います。

○縁本氏 わかりました。

○山本企画官 それから、5番の再委託のところについて、これは要望事項というところに入っているのですが、これは余り要望しませんという見方をするのかどうか、読んでいてちょっと引っかかったんですけど、これはどう理解すればよろしいのでしょうか。

○縁本氏 ほとんどの全体の7割程度は慎重に対応いただきたいというような意見ではありましたね。

○山本企画官 再委託の認可を認めてくださいということは、余り積極的に要望しませんということですね。

○縁本氏 そうですね。

○山本企画官 要するに、積極的には要望しませんということですよ。そういう理解でいいんですよね。

○縁本氏 そうですね。慎重に対応いただきたいというのが（大方の）意見でした。

○上野氏 もともこのヒアリングを受けるときに、事務局から「再委託の特例をすべきという意見がある中で御意見を伺いたい」という流れだったので。

○本田主査 事務局でお伺いしたことに関して、そんなに疑義がないという形で。

○山本企画官 わかりました。要望事項の中に「要望しません」と入っていて、なぜだろうなど読んでいて思ったものですから。

○本田主査 そうなんです。連絡が悪くて申しわけありません。

去年も同じことを伺っておりまして、しかしながら、言い続けていくことも大事だと私どもは思っております。また、電機・電子メーカーさんにおかれましても、ニーズがお変わりになるところも出てくるかと思っておりますので、今後も私どもも鋭意努力を続けてまいりたいと思っておりますので、いろいろなご教授を継続して賜れば幸いです。今日は、お忙しいところ、ありがとうございました。